

函館市居住安定援助賃貸住宅事業に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）の規定に基づく居住安定援助賃貸住宅事業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、特に定めるものを除き、法の例による。

第 3 申請等

- 1 居住安定援助賃貸住宅事業に関する申請、届出および定期報告（以下「申請等」という。）は、国土交通省および厚生労働省が運用する居住サポート住宅情報提供システム（以下「システム」という。）から市長に対し行うものとする。ただし、法第 45 条に基づく地位の承継の承認申請および住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号）第 19 条に基づく心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出については、書面により行うものとする。
- 2 市長は、前項に基づく申請があった場合、審査を行い、認定または承認（以下「認定等」という。）をするものとする。

また、前項に基づく届出および定期報告があった場合、その内容を確認するものとする。

- 3 市長は前項に基づく認定等をしたときは、当該認定等を受けた者に対し、システムにより申請を受けたものにあつてはシステムにより、書面により受けたものにあつては書面により通知するものとする。

第 4 業務分担

- 1 居住安定援助賃貸住宅事業の申請等に関し，システムの窓口アカウントは都市建設部住宅課および保健福祉部地域包括ケア推進課が保有することとし，主窓口アカウントは都市建設部住宅課が保有する。
- 2 申請等および法第54条から法第56条までの規定に基づく事務に係る業務分担は次のとおりとする。ただし，業務分担をあらかじめ明確に区分できないものについては，事案ごとに関係部課で協議および協力し審査等をするものとする。

(1) 都市建設部住宅課

法第41条第1号に規定する規模，同条第2号に規定する構造および設備，同条第4号に規定する専用户数ならびに同条第5号に規定する家賃その他賃貸の条件に関すること。

(2) 保健福祉部

法第41条第3号に規定する入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲，同条第6号に規定する居住安定援助の内容ならびに同条第7号に規定する居住安定援助の提供の対価および条件に関すること（次号において「福祉的基準」という。）（入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者が法第2条第1項第5号に規定する子どもを養育する者である場合を除く。）。

(3) 子ども未来部

福祉的基準（入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者が法第2条第1項第5号に規定する子どもを養育する者である場合に限る。）

第5 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は，必要に応じ市長が別に定める。

附 則

この要領は，令和7年10月1日から施行する。